

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	三十路色情飼育ーしたたりー（新日本映像） 痴漢の影 奪われた人妻（新東宝） デリヘル嬢 絹肌のうるおい（オーピー映画） 水沢早紀 愛人の性 羞恥心（新日本映像） 赤いスキャンダル 情事（日活） 鍵穴3 若妻監禁飼育（新東宝） 熟女たちの痴態（新日本映像） 不倫する人妻 眩暈（新東宝） 痴漢電車 喪服妻の誘惑（オーピー映画） 愛田るか 白衣妻の性感帯（新日本映像） 団鬼六 緊縛卍責め（日活） 小川みゆき おしゃぶり上手（オーピー映画）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字上ウツヲキ 4880
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ウツヲキ 4880（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字洞岳字大崩 4454 の1、4455 の1、4456 の1、4457、4458 の1、4459 の1、4460 の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾字下山 1691 の1、1691 の2、字日下 1836 の8、1836 の9、1836 の11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字下山 1691 の 1、1691 の 2、字日下 1836 の 9・1836 の 11（以上 2 筆について次の
 図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
 県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 511 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
いつでんどこでんディサービスセンター 山鹿市古閑 1312-3	特定非営利活動法人 コレク ティブ	平成 15 年 5 月 1 日

熊本県告示第 512 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
本里内科医院 通所リハビリテーション ももだ 玉名市大倉 1574-4	本里内科医院 院長 本里秀俊	平成 15 年 5 月 1 日

熊本県告示第 513 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 わらべ 下益城郡富合町大字木原 1460 番地 2	有限会社 ケアサポート雁回	平成 15 年 4 月 28 日

熊本県告示第 514 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
白百合居宅介護支援事業所「いこい」 下益城郡小川町大字江頭字八ノ坪 237 番 地	社会福祉法人熊本白百合会	平成 15 年 4 月 28 日

熊本県告示第 515 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子